

## Ⅱ 「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり（「よこ系」の取り組み）

### 1 つながりを実感できる地域づくり



#### 目指す姿

地域で孤独を感じることなく、一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる高知県になっている

#### ポイント

- ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの拡大など、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めます。
- 地域で孤独を感じる人を無くすため、各分野において、地域資源を活用した居場所や社会参加の場づくりを拡大します。
- オール高知の取り組みとするため、地域住民の理解促進と参画意識の醸成を図ります。

#### <数値目標>

具体的項目	現状 (R5)	目標 (R9)	担当課
地域の支え合いの力が弱まったと感じる人の割合	53.9% (R3)	50%以下	地域福祉政策課
孤独を感じる人の割合	20% (全国)	17%	地域福祉政策課
社会活動参加率	43.2%	50%	地域福祉政策課
コミュニティソーシャルワーカー養成数	78名	200名	地域福祉政策課
「高知県の地域の見守り活動に関する協定」締結企業数	25社	40社	地域福祉政策課
「高知家地域共生社会推進宣言」企業・団体数	56企業・ 団体	100企業・ 団体	地域福祉政策課

#### 【現状と課題】

人口減少や少子高齢化に加え、昨今のコロナ禍やデジタル化の進展などにより人との接触機会が減少したことで、地域のつながりや支え合いの力が弱まっています。

県が行っている県民世論調査によると、地域のつながりが弱まっていると答えた人の割合は2014（平成26）年度に45.7%であったのに対して、2021（令和3）年度には53.9%まで拡大しています。また、2023（令和5）年度の同調査では、約2割（19.3%）の方が「家族や親類以外に相談する人がいない」と答えており、悩みや困りごとを誰にも

相談できず、社会的孤立に陥るリスクが高い人が一定数いることが分かりました。

さらに、同調査で地域活動の参加について「全く参加していない」、「ほとんど参加したことがない」と答えた人の割合は56.0%で、2009（平成21）年度（24.5%）比で約2倍となっています。加えて、2021年度に実施した高知県集落实態調査によると、地域活動の参加者が10年前と比べて減ったと感じる集落代表者は68.6%となっています。

このように、地域活動への参加率も低下し、地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、誰にでも起こり得る複合課題や社会的孤立に対応するには、高知型地域共生社会の行政主体の「たて糸」の取り組みだけでなく、地域主体の「よこ糸」として、つながりを実感できる地域づくりを進めることが一層重要になります。

こうした「よこ糸」の取り組みは、各分野の専門職や企業・団体、NPOなど地域の多様な主体に参画いただくことで、不足しがちな人材を地域で補うことにもつながります。

県では、この「よこ糸」の取り組みを以下の3つの視点で推進します。

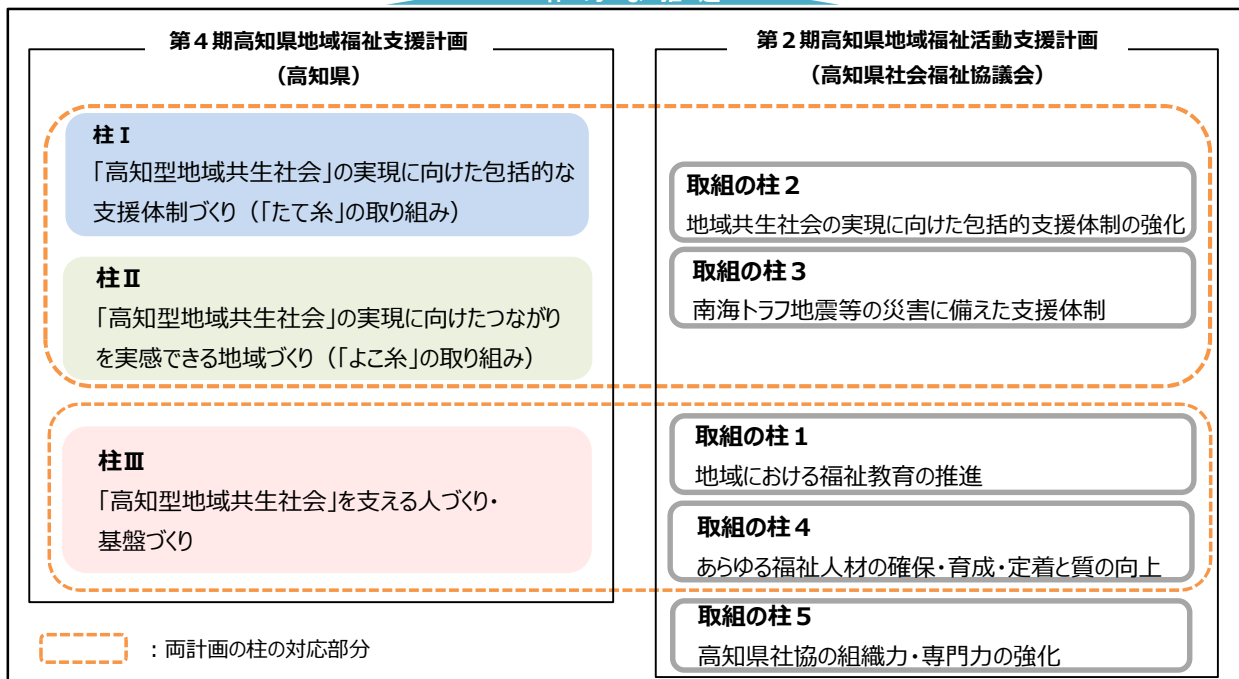
- ① 人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり
- ② 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大
- ③ 県民の理解促進と参画意識の醸成

取り組みに当たっては、社会福祉法人や民生委員・児童委員、地域福祉活動を行う団体等と連携・協力しながら地域福祉を推進する社会福祉協議会の活動が重要になります。前述のとおり、高知県社会福祉協議会では、第2期高知県地域福祉活動支援計画（令和6～令和9年度）を本計画と一体的に策定し、高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することとしています。両計画のもと、県と高知県社会福祉協議会が連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会への一体的な支援や取り組みを進めています。

【地域福祉支援計画と地域福祉活動支援計画の一体的な推進】

高知型地域共生社会の実現

一体的な推進



## ① 人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり

### ア) ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト

高知型地域共生社会の「よこ糸」の取り組みでは、社会福祉協議会や市町村などにおいて、地域住民が地域の課題解決を試みるようサポートを行う役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）<sup>24</sup>の存在が注目されています。

また、高齢や障害、子ども、生活困窮などの各分野の専門職においても、一人ひとりの課題に寄り添い、必要な支援につなぐソーシャルワークの素養が求められます。そのため、県では、2023（令和5）年度に「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」を開始しました。

この「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」では、これまでにCSWの育成強化のほか、各分野の専門職やボランティアを対象に身近な地域で困っている人に気づき、必要な支援につなげていくため、課題に寄り添い必要な支援につなぐソーシャルワークの理解者・実践者を増やす「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」を実施しています。

この研修は誰でもいつでも受講できるようWeb研修としています。また、受講後のアンケートに答えていただいた方に高知家地域共生社会のメンバー証を交付することで、オール高知で取り組む機運を醸成することも狙いとしています（R5.12月末現在、277名の方が受講）。

2024（令和6）年度からは、専門職や地域ボランティアだけでなく、県民一人ひとりが、地域で困っている人を気にかけることや、あいさつや地域の清掃活動、イベントへの参加といった身近な行動が重要であることについての理解を深め、参画意識の醸成を図るため「高知家地域共生社会講座」を実施することとしています。

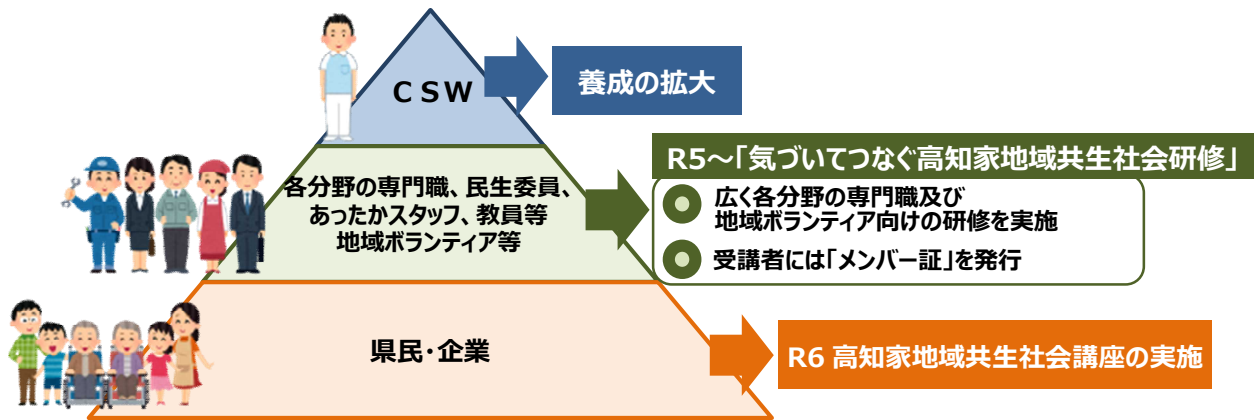
併せて、CSWが多く配置されている市町村社会福祉協議会を支援する高知県社会福祉協議会への補助事業などを通じて、地域福祉活動の活性化を図ることも重要なポイントとなります。

具体的には、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動による成果が見える化し、横展開を図ることで、その活動の意義を高めるとともに、不足する人材の確保につなげていくことが重要です。

人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりに向けて、こうした取り組みを「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」として推進します。

<sup>24</sup>地域で困っている人を支援するために、課題に寄り添い、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う専門職

【ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト】



【気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修】

**地域ボランティアの皆さんへ**

ファミリー・サポート・センター提供員、婚活サポーター、集落活動センター関係者、地域の見守り協定企業等、**各分野のボランティアスタッフや地域づくりに関わる方、または今後関わりたい方** など

1. 知事からのメッセージ / 高知県知事: 渡田省司
2. 「高知型地域共生社会」の概念と取り組みの意義
3. 高知家の一員であるボランティアの皆さんにお伝えしたいこと
  - ① 地域における生活課題の事例
  - ② 社会的孤立とその課題
  - ③ ボランティアとしてできること
  - ④ 寄り添うために留意してほしいこと
  - ⑤ 日4の活動のなかで気づき、つなぐためのポイント

**こんな方におすすめ!**

- 地域のために何か自分ができることをしてみたい
- 身近に困っている人、心配な人がいるけれど、どうしたら良いか分からない

**専門職の皆さんへ**

あつたかふれあいセンター職員、ケアマネジャー、ケースワーカー、民生委員・児童委員、就労支援員、地域子育て支援センター職員、教員等、**他4分野で相談支援に関わる方** など

1. 知事からのメッセージ / 高知県知事: 渡田省司
2. 「高知型地域共生社会」の概念と取り組みの意義
3. 高知家の一員である専門職の皆さんにお伝えしたいこと
  - ① 地域における生活課題の事例
  - ② 多機関の協働に向けた考え方
  - ③ 専門職としてできること
  - ④ 日4の業務のなかで包括的に相談を受け止め、つなぐためのポイント

**こんな方におすすめ!**

- 日4の業務で支援している方の家族に心配な人がいるけれど、どのように関われば良いか分からない
- 他の分野との連携のしかたを知りたい

イ) 高知県の地域の見守り活動に関する協定

日頃から地域住民の方々と接する機会の多い事業者との連携によって重層的な見守りネットワークを築くため、2007（平成 19）年度から事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による「高知県の地域の見守り活動に関する協定」の締結を進めています。

現在、この協定は 2023（令和 5）年度末で 25 社まで拡大しています。（詳細はⅡ-4 で記述）

ウ) 民間企業・団体と民生委員・児童委員協議会による「高知家地域共生社会推進宣言」  
2022（令和4）年10月に高知県・すべての市町村・すべての社会福祉協議会による  
「高知家地域共生社会推進宣言」を実施し、「オール高知」で取り組む決意を表明しました。  
この共同宣言に引き続き、2023（令和5）年10月には、県内56の企業・団体と42  
の民生委員・児童委員協議会に、地域のつながりづくりに向けて宣言いただきました。

この宣言における具体的な取り組みには、地域のお祭りやイベントへの参加や協賛、河川等の清掃活動や見守り活動、百歳体操のサポート、子ども食堂への参加といった様々な地域活動などがあります。

つながりを実感できる地域づくりに向けて、地域の企業や団体といった多様な主体による地域活動は今後ますます重要となります。県では、引き続き宣言への参画を募るとともに、一過性で終わることがないように、宣言を契機とした新たな地域活動の創出やネットワークづくりにつなげる取り組みを推進します。

## ② 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

「よこ糸」の取り組みをオール高知で進めるためには、あったかふれあいセンターや子ども食堂といった地域資源を活用しながら、各分野において、地域との連携・協働のもと、居場所や社会参加の場の拡大を図ることが重要です。

例えば、高齢分野では、あったかふれあいセンターを活用した新たな中山間地域介護サービスモデルの展開や地域住民主体のフレイル予防活動の推進などに取り組んでいます。

障害分野では、農福連携推進会議を核とした障害者や生きづらさを抱える方の社会参加への支援を行っています。

子ども分野では、子育て経験者による敷居の低い相談体制の構築や地域ボランティアの参画など、住民参加型の子育て支援に取り組んでいます。

県は、身近な地域で住民同士が相互に支え合える地域づくりを進めるため、各分野でこうした地域主体の「よこ糸」の取り組みを推進します。

### 事例

#### 社協の敷地を活用した「あったかファーム」（宿毛市社会福祉協議会）

宿毛市社会福祉協議会では、生活困窮者の自立支援や、多世代交流のきっかけづくりを目指して、敷地内に農園「あったかファーム」を設置しています。ここで育てた野菜の収穫、調理、ガーデニング体験を通じて子どもたちが楽しみながら地域の人と交流できるボランティア体験を実施しています。

NPOや高校、地域の高齢者、民生委員が活躍できる機会が創出され、誰もが参加でき、住民同士がつながりを感じられる交流の場として機能しています。



（参考）プラットふくしこうち 2023年4月号

## 事例 8

### 住民主体の活動支援「大野見みんなの文化展」（中土佐町社会福祉協議会）

中土佐町社会福祉協議会では、住民による「地域アクションプラン」の実践を支えるため、あったかふれあいセンターがその後方支援を担っています。コロナ禍で「集まる場が減り、外へ出て行く場所がない」等の住民の声を受けた地域ふくし活動推進委員が中心となり、令和5年で4回目となる「大野見みんなの文化展」を開催し、2日間で196名の方が来場されました。

子どもたちや個人の絵画や写真などの展示のほか、ギターやフラダンスなどがステージで披露され、地域や世代を超えたつながりが生まれ、住民同士の交流が活性化されました。

小学校の子どもたちによるもち米の販売、個人の作品展示やサークルの活動発表の機会を創出することで、創作や活動意欲が高まり、地域を良くしたいという思いが実現された住民主体の活動となりました。



(参考) 中土佐町社協だより「ふくしのチカラ」2023年1月号

### ③ 県民の理解促進と参画意識の醸成

生きづらさや困りごとなどを抱えることで陥る可能性のある社会的孤立などの問題は、決して限られた人だけではなく、環境の変化や物事のタイミングなどにより、私たちの周りの身近な方、あるいは私たち自身にも起こりうることです。

そのようなときに、地域でお互いに助け合えるようにするためには、県民の理解促進と社会への参画意識の醸成が重要になります。

そのため、福祉教育の充実やボランティア活動の推進のほか、あらゆる機会を活用し、高知家地域共生社会シンボルマークを活用した情報発信や、「高知型地域共生社会」を冠したイベントの開催といった啓発に取り組みます。

加えて、令和5年度に「高知家地域共生社会ポータルサイト」を構築し、高知型地域共生社会やあったかふれあいセンターの取り組みを始め、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野の相談窓口や施策、各市町村・社会福祉協議会の活動事例など、様々な情報にアクセスできるようにしています。

#### 高知家地域共生社会ポータルサイト

高知家地域共生社会ポータルサイトでは、相談先を市町村別、お悩み別に検索できるほか、各分野の取り組みを紹介しています。

また、あったかふれあいセンター各拠点の情報や実施内容、高知家地域共生社会講座の受講内容についても掲載しています。

<https://www.kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/>



こうした施策を通じて、県民一人ひとりが、まずは高知型地域共生社会の取り組みや意義を知ってもらい、理解いただき、次のステップとして日頃からの挨拶や声かけ、地域の

お祭りや清掃活動への参加といった身近なことから参画する意識をもっていただくことが重要になります。

次項以降では、各分野における高知型地域共生社会の「よこ糸」に関する取り組みについて順次説明します。

### 具体的な施策

- 人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めるため、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトを推進します。
- オール高知の取り組みとするため、地域の見守り活動に関する協定や高知家地域共生社会推進宣言企業・団体の拡大などに取り組みます。
- 高知県社会福祉協議会への補助事業を通じて市町村社会福祉協議会の活動を見える化し、その魅力を発信するなど、地域福祉活動の活性化を図ります。
- つながりを実感できる地域づくりに向けて、各分野において、地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大を図ります。
- 県民の理解促進と参画意識の醸成に向けて、福祉教育・ボランティア活動を充実させるほか、高知型地域共生社会を冠するイベントの開催や高知家地域共生社会ポータルサイトによる情報発信を充実させます。

## 2 高齢者、障害者の地域活動の推進

### (1) 高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり



#### 目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続け、また、地域を支える一員として元気に活躍できる社会になっている

#### ポイント

- 市町村における高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを進めるため、地域の介護予防活動の推進と強化を図ります。
- 地域における見守り体制を構築するため、ボランティア活動の促進やセンサー付き家電等の活用を促進します。
- 中山間地域における介護サービスの確保のため、「高知方式」の介護サービス提供の体制づくりや人材確保に取り組みます。  
また、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効活用するため、ICTの導入や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置し、総合的に支援します。（再掲）
- 要介護状態の原因となるフレイルを予防するため、地域住民が主体となって取り組むフレイル予防活動を促進します。

#### <数値目標>

具体的項目	現状 (R5)	目標 (R9)	担当課
生きがいづくりや介護予防のための通いの場への参加率	6.5% (R3)	9%	長寿社会課
ICTを活用した高齢者見守りネットワークを整備している市町村数	10市町村	15市町村	長寿社会課
新規要支援・要介護認定者の平均年齢	82.7年 (R3)	83.5年	在宅療養推進課

#### 【現状と課題】

地域の高齢者が通いの場に集まって、介護予防に資する運動や体操などを実施することは、それ自体、高齢者の健康を維持・増進する効果があるほか、継続的に顔見知りの方が集まることによる、地域の人と人がつながる場を創出する効果があります。

また、比較的元気な高齢者が、若い世代と一緒に地域の活動を進めることで、多世代交流のきっかけにもなります。

#### <高齢者の通いの場への参加促進等>

県ではこれまで、こうした高齢者の通いの場への参加促進に取り組み、本県の通いの場への参加率は全国値を上回っています。



しかしながら、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、介護予防に資する通いの場への参加率が低下しています。また、活用の中心となる地域リーダーの高齢化などにより、次世代の担い手が進んでおらず、通いの場の継続が難しくなっている地域もあります。

そのため、健診や通いの場等を利用していない高齢者に対してオンライン介護予防教室の普及・展開などによる介護予防の推進と充実が必要です。

【通いの場の箇所数と参加者数】

	箇所数	参加実人数	参加率
R1	1,372	17,716	7.2%
R2	1,432	20,334	8.3%
R3	1,363	15,996	6.5%

高知県長寿社会課調べ

### ＜見守り体制の構築＞

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加により、地域での見守りのニーズが高まっている一方、少子高齢化や過疎化の進展に伴い、地域における見守りの担い手が減少していることから、センサー付き家電を活用するなど、新たな見守りの仕組みづくりが求められます。

また、見守りをはじめとする生活支援について、地域における担い手の確保に向けて、ボランティア活動を促進することも重要になります。

### ＜フレイル予防活動の推進＞

2019（令和元）年度から先行的にフレイル対策に取り組んできた仁淀川町では、住民自身がフレイルサポーターになり地域住民のフレイルチェック活動やフレイル予防活動を行っており、改善の効果を実感した住民がフレイルサポーターに加わるなど、フレイル予防が持続可能なまちづくりにつながっています。

こうした事例から、県では、住民主体のフレイルチェック活動の重要性について、各市町村で住民向けフレイル予防講演会等を通じて普及啓発を行ってきました。この講演会を契機に、現在県内では仁淀川町のほか3市町にも活動が広がり、フレイルサポーターは2022（令和4）年度末時点で230人が育成されています。

また、フレイルのリスクがある高齢者を幅広く早期に発見・介入し、要介護状態となることを防ぐ取り組みにつなぐため、フレイルチェックアプリを開発し、誰もが気軽にフレイルチェックができる環境を整備しました。

一方で、住民主体のフレイル予防の取り組みをさらに他市町村へ広げていくためには、お世話役などの担い手不足、前期高齢者の参画が課題となっています。また、フレイルリスクの高い高齢者に対する予防アプローチの強化や介護予防教室など機能回復訓練の場の普及拡大が今後の課題です。

## 住民主体のフレイル予防活動（仁淀川町、大豊町、南国市、四万十市）

これら4市町では、地域の高齢住民がフレイルサポーターになって、住民同士のフレイルチェック活動を行っています。フレイルチェックでは、自分のふくらはぎと指を使って筋肉量を測る「指輪っかテスト」での自己チェックや、質問紙（11問）を使ってフレイルの兆候があるかどうかを確認しています。

フレイルリスクのある方には、フレイルサポーターも一緒に参加する体力向上プログラムにより、みんなで楽しく機能改善に取り組んでいるところもあります。

フレイルチェックに参加した住民からは「楽しかった」との声が聞かれ、笑顔で帰られます。また、同世代であるフレイルサポーターからの励ましの言葉は住民にしっかり響き、教えてもらった予防策を家で実践するなど、参加者の気づきや行動の変化もみられています。

## 【仁淀川町での活動の様子】

<質問紙への回答や指輪っかテストの様子>



<フレイル予防3本柱実践拠点での様子>



※フレイル予防3本柱…運動、栄養、社会参加

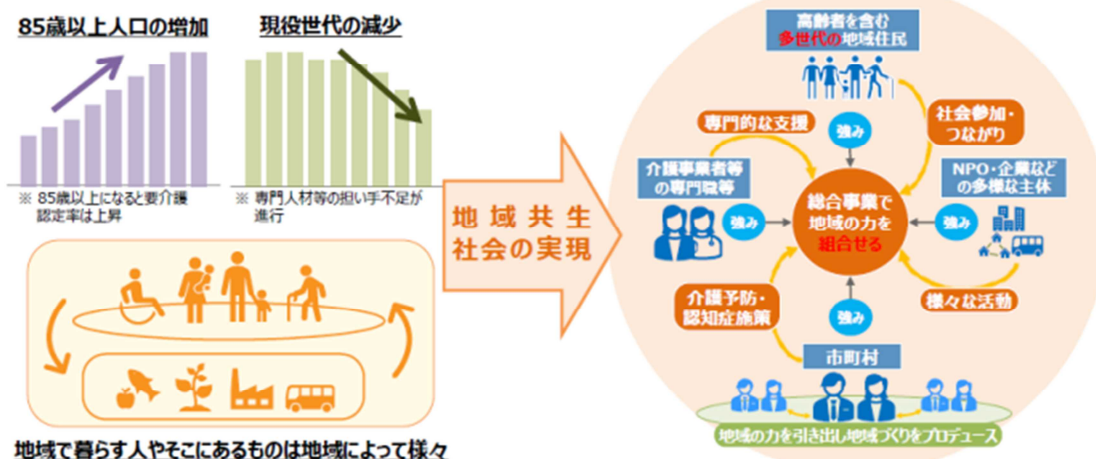
<総合事業<sup>25</sup>の充実に向けた基本的な考え方>

2025（令和7）年以降、現役世代が減少し、医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上の高齢者は増加していく見込みですが、その人口動態や地域資源は地域ごとに異なります。

こうしたなかで、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって医療・介護の専門職がこれまで以上に専門性を発揮しつつ、高齢者だけでなく地域の多様な主体を含めた力を結集するという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要です。現在、国では、総合事業を地域づくりの基盤として位置付け、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活が継続できるよう支援するための体制の構築に向けた議論を進めており、その動向を注視する必要があります。

<sup>25</sup>介護保険法で「介護予防・日常生活支援総合事業」と定められている。市町村が中心となり、地域の実情に応じた多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的な支援を行う事業

【総合事業の充実に向けた基本的な考え方】



具体的な施策

- 地域の介護予防活動を活性化するため、専門職団体やあったかふれあいセンター等との連携強化によるオンライン介護予防教室の普及展開など、通いの場への参加機会の拡大を図ります。
- 住民主体の介護予防活動の担い手となる地域リーダーの育成を支援するため、地域や市町村へのリハビリテーション専門職等の派遣を推進します。
- 地域における見守り等の生活支援の担い手の確保に向けて、介護予防・ボランティア活動促進アプリの普及や、ボランティアポイント事業を実施している市町村を支援するとともに、ICT機器を活用した見守りネットワーク構築を支援していきます。
- あったかふれあいセンターと介護専門職との連携により、地域の支え合いの力を高めることで、要介護の方を受け入れる「高知方式」の新たな介護サービスモデルの試行や、介護人材を補完し合う相互応援の仕組みづくりなど、特に中山間地域の高齢者が要介護状態となっても自立した日常生活をおくることができるよう支援します。（再掲）
- フレイルサポーターの活動を他市町村にも拡大するため、引き続き住民向け講演会などを開催し、住民主体のフレイル予防活動の機運を盛り上げます。
- フレイルチェックアプリをあったかふれあいセンターやいきいき百歳体操などの通いの場で活用し、フレイル予防活動を強化します。また、民間事業者と協働してフレイルチェックの対象拡大を図ります。

## (2) 障害のある人もない人も安心して暮らすことができる地域づくり



**目指す姿** 社会全体で障害や障害のある人への理解を深め、一人ひとりが日常生活における障壁や困りごとに気づき、必要な配慮ができるようになることで、誰もが安心して暮らすことができる社会になっている

- ポイント**
- 市町村、事業者および県民と連携しながら、施設などハード面の整備を推進するとともに、障害のある人の気持ちに寄り添ってサポートするところのバリアフリーを推進し、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。
  - 障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、情報格差の解消と情報アクセシビリティの向上を図ります。
  - 聴覚障害のある人が安心して生活できる社会を目指し、手話の普及に関する条例の制定に向けた検討を進めます。

### <数値目標>

具体的項目	現状 R4年度	目標 R11年度	担当課
障害者差別解消法の認知度	48.2%	80%	障害福祉課

### 【現状と課題】

県では、「障害のある人にとってやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちである。」という考えのもと「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、事業者等に対し整備基準に適合するよう必要な助言・指導等を行い、障害のある人や高齢者を含むすべての県民が安全で快適に暮らすことができるようなまちづくりの推進を図ってきました。

こうした施設などハード面の整備だけでなく、一人ひとりが日常生活における障壁や困りごとに気づき、必要な配慮ができるようになることも重要です。

2016（平成28）年の障害者差別解消法施行を契機として、県でも、障害特性に応じた配慮等について理解促進を図ってきましたが、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする差別を受けたり、障害のない人を前提として作られた事物、制度、観念などの「社会的障壁」によって暮らしにくさを感じている状況があります。

2021（令和3）年には障害者差別解消法が改正され、2024（令和6）年4月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。また、2022（令和4年）には、障害があることで日常生活や災害時に必要な情報を得にくい「情報格差」の

解消を目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。今後は、障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、情報アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

こうしたことを踏まえ、県では、障害を理由とする差別をなくし、日常生活や社会生活における様々な「社会的障壁」を除去することで、障害のある人もない人も全ての県民が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、県、市町村、県民及び事業者が一体となって取り組みを進めるため、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」の制定を目指し、現在、検討を進めています（令和6年4月施行予定）。

### 具体的な施策

- 「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」や「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、誰もが安全かつ快適に利用できる施設整備を推進します。
- 障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」の普及を図り、障害や障害のある人への理解を促進し、日常生活における「社会的障壁」や困りごとに気づき、必要な配慮が行えるよう、各分野の事業者や県民向けに啓発動画の配信などによる普及啓発を行います。
- 障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する、障害のある人やそのご家族、事業者からの相談に適切に応じる体制を整備します。
- 障害者の情報アクセシビリティの向上に向けた各分野での取り組みを推進します。
- 障害の有無にかかわらず、誰もが読書を通して文字や活字文化を享受できる環境整備を推進します。
- 手話に対する県民一人一人の理解を深め、手話を広く普及し、聴覚障害のある人が手話を用いて地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、手話の普及に関する条例の制定に向けた検討を進めます。

### (3) 障害の特性に応じて安心して働ける体制の整備（農福連携の推進含む）



**目指す姿** 障害のある人の希望や特性等に応じた多様な働き方が実現できる社会になっている

#### ポイント

- <一般就労の促進>
  - 障害のある人の雇用を促進するため、法定雇用率の引き上げに対応した啓発や支援策の提案とともに、就職率の高い訓練を中心とした障害者委託訓練を実施します。
  - テレワークを希望する障害のある人の就労の機会を確保するため、テレワーク体験を交えた研修や県内企業向けのセミナーなどを開催します。
- <農福連携の推進>
  - 農福連携の取り組みを拡大するため、地域の農福連携の取り組みの活性化を図るとともに、就労継続支援事業所に農作業を委託する農業者の拡大を図ります。
- <工賃水準の向上>
  - 就労継続支援事業所の利用者の工賃水準を向上するため、共同受注窓口の体制強化や商品等を紹介するホームページの内容の充実を図ります。

#### <数値目標>

具体的項目	現状	目標 R9年度	担当課
障害者委託訓練修了者の就職率	55.6% (R4末)	85.0%以上	障害保健支援課
テレワークによる新規就職者数(福祉施設から一般就労への移行)	1人 (R4末)	10人	障害保健支援課
共同受注窓口による商談成立件数	17件 (R4.7~R5.3)	50件	障害保健支援課
平均工賃月額 ※R6に策定する第5期高知県工賃向上計画で新たな目標を設定する。	20,969円 (R4末)	22,000円	障害保健支援課
福祉施設から一般就労へ移行する障害のある人 ※R5に策定する第7期高知県障害福祉計画で新たな目標を設定する。	66人 (R4末)	91人 ※暫定値	障害保健支援課
農作業等の受委託に取り組む就労継続支援事業所数	51事業所 (R4末)	66事業所	障害保健支援課
農業分野で就労する障害者等の人数(直接雇用、農作業等の受委託による就労)	1,645人 (R4末)	2,100人	障害保健支援課

## 【現状と課題】

県では、障害のある人がその希望や特性等に応じて働くことができるよう、就労系障害福祉サービスを利用する働き方だけでなく、企業等における雇用の促進に取り組んできました。また、テレワークや農福連携といった多様な働き方の促進にも取り組んできました。

### ＜一般就労の促進＞

近年のハローワークを通じた障害のある人の就職件数は、コロナ禍の影響により、2020（令和2）年度には一時減少したものの、2022（令和4）年度は、対前年度比 10.2%増の 680 件と、過去最高となりました。（図1）

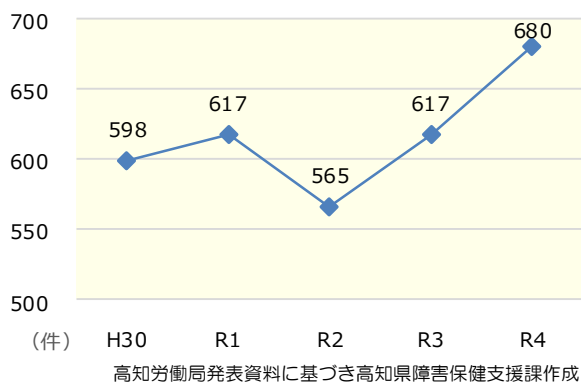
民間企業等の法定雇用率<sup>26</sup>は 2024（令和6）年4月に 2.5%、2026（令和8）年7月に 2.7%へ段階的に引き上げられます。（図2 ※実雇用率<sup>27</sup>含む）

そのため、民間企業等に対して制度や支援策を周知するとともに、障害者委託訓練の活用を促すなどして、障害者雇用に関する理解の促進や雇用のさらなる拡大を図ることが必要です。

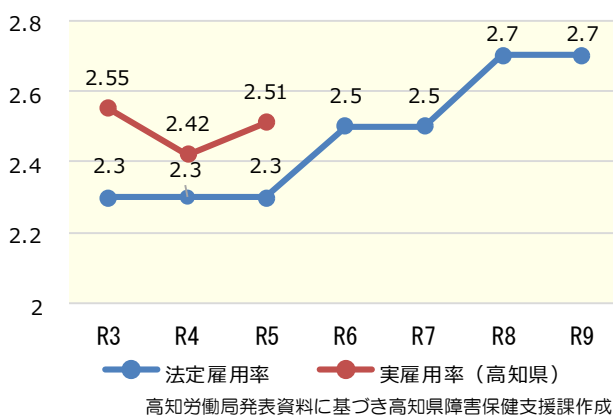
また、テレワークは、通勤による負担が軽減されることや体調に合わせて仕事ができることなどから、障害特性に応じた働き方の一つとされていますが、県内ではあまり広がっていません。

テレワークによる就労の拡大に向けては、当事者のテレワークによる就労意欲の向上とスキルアップ及びテレワークの導入に向けた県内企業への啓発等が必要です。

（図1）【ハローワークを通じた障害のある人の就職件数の推移】



（図2）【民間企業における法定雇用率の推移】



### ＜農福連携の推進＞

農福連携は、障害のある人をはじめ、生活困窮者やひきこもりの人等の自信や生きがいを創出し、社会参画の実現につながる取り組みです。

そのため、県では、すべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つとして、農福連携を推進してきました。

現在、農業分野で就労する障害者等（施設外就労、直接雇用）はコロナ禍においても拡

<sup>26</sup>障害のある人の雇用について、企業が一定の割合以上を雇用することを法律で定めたもの

<sup>27</sup>法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者に占める雇用障害者数の割合

大しています。(図3)

(図3)【農業分野で就労する障害のある人等の推移】

単位：人

保健福祉 圏域単位	直接雇用(※1)				施設外就労(※2)等				合計			
	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
1 安芸	54	35	54	51	12	45	80	52	66	80	134	103
2 中央東	10	11	28	33	38	58	45	78	48	69	73	111
3 中央西(※3)	20	25	21	38	120	164	249	258	140	189	270	296
4 須崎	1	3	6	6	82	106	59	31	83	109	65	37
5 幡多	0	0	3	8	63	55	43	39	63	55	46	47
合計	85	74	112	136	315	428	476	458	400	502	588	594

※1：障害のある人等が農業者等に就職して、労働契約を結んで働く。

※2：障害のある人と就労継続支援事業所の職業指導員がユニットを組み、請け負った農作業を現地で行う。

※3：高知市を含む。

高知県障害保健支援課・環境農業推進課調べ

事例  
10

直接雇用による農福連携（長野農園）

芸西村の長野農園では、障害のある人を雇用して冬春ナスを栽培しています。

雇用のきっかけは、親類から依頼されたことによるものです。実際に雇用すると、別の仕事がしたいと辞めた人や出勤しても安定して作業ができない人がいるなど、なかなか定着を図ることができずに困惑していました。

そんな状況の中、障害者就業・生活支援センターポリスやJA 高知県安芸経済営農センターの農業就労サポーターからアドバイスを受けて、障害の特性に応じて作業ができるようにローテーションを組んだほか、人と接するのが苦手な人は一人でできる作業を任せるなど、ハウス内の環境や作業の体制の見直しを行いました。

その結果、雇用した人たちは定着し、余力が生まれて収量のアップにつながっています。

長野農園代表の長野さんは、「福祉の専門知識がなくても、一人一人を理解して寄り添えば、農福連携は進むのではないかとおっしゃっています。



しかしながら、地域ごとに農福連携の取り組みに濃淡があることから、今後は地域の状況に応じて段階的な取り組みの支援を行っていく必要があります。

また、2022年度に開催した農福連携マルシェの来場者に行ったアンケートでは、農福連携を知らない人が約70%にのぼるなど、農福連携の取り組みが十分に知られていない状況です。

<工賃水準の向上>

障害特性等の理由で雇用契約を結んで働くことが困難な人が、就労に必要な知識や能力



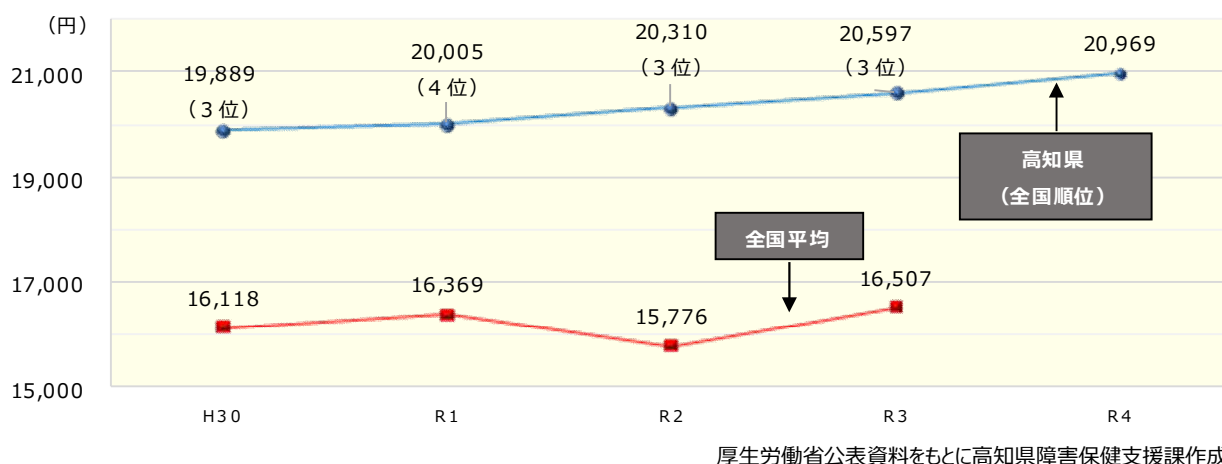
の向上のために訓練を受けながら生産活動を行う場として、就労継続支援B型事業所<sup>28</sup>があります。

県では就労継続支援B型事業所の利用者の工賃水準の向上に向けて、事業所の販売力の強化や共同での受注・販売促進等につながる共同受注窓口<sup>29</sup>の設置等に取り組んできました。

その結果、平均工賃月額は20,310円（R2）、20,597円（R3）、20,969円（R4）と、コロナ禍でも上昇しています。（図4）

事業所の利用者が地域で経済的に自立した生活を送ることができるよう、物価高騰の長期化等を踏まえ、生産活動の基盤強化に取り組むとともに、それぞれの事業所の個性を尊重しつつ、共同受注窓口を通じた連携を強化するなど、さらなる工賃水準の向上に取り組む必要があります。

（図4）【平均工賃月額の推移】



## 具体的な施策

### <一般就労の促進>

- 2024年からの法定雇用率の引き上げにより、新たに雇用義務が生じる企業を中心に障害者職業訓練コーディネーターが訪問し、障害者雇用の理解を促進するとともに、障害者委託訓練等各種支援策の活用を促します。
- テレワーク体験を交えた研修やオンラインの合同企業説明会を開催し、テレワークを希望する障害のある人の就労機会の確保を図ります。  
併せて、県内企業向けにセミナーを開催してテレワークの取り組み事例を紹介するなど、テレワークによる雇用を促進します。

<sup>28</sup>障害のある人が一般企業への就職が困難な場合等に、雇用契約を結ばないで軽作業などの生産活動や就労訓練を行う障害福祉サービス事業所

<sup>29</sup>就労継続支援事業所が提供可能な物品及び役務の情報収集や発信、売買等の仲介や受発注の調整等を行うところ（県が高知県社会就労センター協議会に委託）

#### <農福連携の推進>

- 市町村等にアドバイザーの派遣等の支援策の活用を促しながら、各地域における農福連携の取り組みの活性化を図ります。併せて、就労継続支援事業所に農作業等を委託する農業者の拡大を図るとともに、林業や水産業等、他の産業との連携も進めます。

また、農福連携の取組事例の情報発信や農福連携マルシェの開催等を通じて、農福連携の取り組みの普及・啓発を図ります。

#### <工賃水準の向上>

- 就労継続支援事業所の生産活動の基盤強化や営業活動等を支援するため、工賃等向上アドバイザーの活用を促進します。

併せて、共同受注窓口の体制強化や商品等を紹介するホームページの内容を充実させるなど、販売促進や受注拡大等に取り組みます。

### 3 住民参加型の子育て支援の推進（こどもまんなか社会の実現）



**目指す姿** 社会全体で子育てを応援する環境と共育てが定着し、「孤」育てを感じさせない社会になっている

**ポイント**

- 子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高めるため、ファミリー・サポート・センター事業や地域ボランティアの推進など住民参加型の子育て支援を推進します。
- 社会全体で子育てを応援する「こどもまんなか社会」を実現するため、子育て支援サービスの提供や商品開発などに取り組む企業への支援のほか、アプリの活用による子育て支援サービスや「こうち子育て応援の店」の利用促進を図ります。
- 共働き、共育てを応援するため、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を支援します。
- 「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」となる子ども食堂の取り組みの拡大を図るなど、子ども・家庭支援の充実を図ります。

<数値目標>

具体的項目	現状 (R5)	目標 (R9)	担当課
安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できるような社会になっている	22.9%	50%	子育て支援課
男性の育児休業取得率	28.7%	50% (R7)	子育て支援課
子育て応援パスポートアプリ DL 件数	約 27,000 件 (R6.1.15)	65,000 件	子育て支援課
こうち子育て応援の店の登録店舗数	742 店舗 (R6.1.15)	1,100 店舗	子育て支援課
子ども食堂の設置箇所数	102 箇所	150 箇所	子ども家庭課
ファミリー・サポート・センター提供会員数（再掲）	1,012 人 (R5.9末)	1,250 人	子育て支援課

**【現状と課題】**

地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育て家庭が孤立化するリスクが一層高まっています。

そうした中、子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高めるには、社会全体で子育てを応援する仕組みづくりが重要になります。

県では、地域子育て支援センターにおいて、子育て経験者による敷居の低い相談体制や地域ボランティアによる支援を実施するなど住民参加型の子育て支援を推進しています。

現在、地域子育て支援センターは 25 市町村 1 広域連合 50 箇所を設置（3 箇所休止中）されています。

また、地域の支え合いの仕組みであるファミリー・サポート・センター事業の実施市町村数は 14 市町にまで広がり、有償ボランティアであるファミサポ提供会員の人数は目標値を達成するなど着実に取り組みは拡大しています（R5.9 末時点：1,012 人）。

さらに、食事の提供だけでなく、子どもや保護者が安心して過ごし、子育ての孤立感や孤独感を解消できる子ども食堂は、2022（令和 4）年度末時点で県内 102 箇所（うち登録食堂 73 箇所）まで増加しています。

こうした子育て支援サービスを子育て家庭に知ってもらい、利用を促進するためには、情報発信の強化が必要です。

また、共働き・共育てに対応するため、ファミリー・サポート・センターといった子育て支援サービスのさらなる充実と、企業を含めた子育て支援者の拡大が必要です。

加えて、子育て家庭の孤立防止のため、支援を要する子どもや家庭を適切な窓口につなぐ役割を担うことのできる身近な居場所が必要です。

こうした子育て支援策がより効果を発揮するには、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

そのため、男女が家事や育児を分担し合う「共育て」を推進し、市町村や民間企業との連携の下、県民運動として社会全体の意識改革に取り組みます。

## 事例 11

### 秦民児協 ふれあいサロン秦による子ども食堂 (秦地区民生委員児童委員協議会、高知市)

秦地区民生委員児童委員協議会（以下、秦民児協）では、高知市秦地区にて子ども食堂「ふれあいサロン秦」を開催しています。

食堂で提供される食事については同地区で配食サービスを行うボランティア団体が担当し、子どもとのふれあいや学習支援は大学生ボランティアが担当しています。また、運営に係る経費管理や事務処理は秦民児協職員が行い、食材調達や開催日当日の受付・料金徴収などは民生委員が輪番制で担当するなど、それぞれの組織や地域の方が得意な能力を活かし、子ども食堂を開催しています。

子ども、大人あわせて毎回 70 人程度の参加があり、子ども同士はもちろん、保護者とのつながりも生まれています。また、大学生ボランティアと一緒に過ごすことを楽しみに参加する子どもや、地域の子どもと一緒に食事が出来ることを楽しみに参加している高齢者の方、ボランティアとして参加することを生きがいとしている地域住民の方なども多く、地域にとってなくてはならない居場所となっています。



### 具体的な施策

- 住民参加型の子育て支援の取り組みを推進するため、地域子育て支援センターにおける育児経験者による相談体制や地域ボランティアなど地域連携促進事業に対する支援を実施します。
- 地域子育て支援センターの機能強化を図るため、アドバイザーを派遣し地域の実情に応じたコンサルティングを実施します。
- 子育て応援パスポートアプリに児童クラブへの配食サービスやチャット相談など新しい機能を追加するなど、子育て支援サービスの充実及び利用促進を図ります。
- 社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービスの提供や商品開発など「こどもまんなか社会」を促進する企業への支援や、アプリの活用による「こうち子育て応援の店」の利用促進を図ります。
- 男性育休取得促進や仕事と家庭の両立支援に取り組む企業に対する助成を行います。
- 子ども食堂の取り組みの拡大を図るため、食堂の立ち上げや運営に対する助成などを行います。

## 4 民生委員・児童委員活動や民間事業者と連携した地域の見守り活動などの充実



**目指す姿** 民生委員・児童委員が民間事業者等と連携しながら地域の住民を見守り、必要に応じて、支援機関につなぐ等の役割を發揮できるよう、活動しやすい環境が整っている

- ポイント**
- 各市町村における民生委員活動の負担感の軽減や担い手確保に向けた取り組みを強化します。
  - 地域見守り協定等を活用し、官民の枠を超えた見守りネットワークの重層化を図ります。

### <数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
「高知県の地域の見守り活動に関する協定」締結企業数<再掲>	25社	40社	地域福祉政策課
「高知家地域共生社会推進宣言」企業・団体数<再掲>	56企業・団体	100企業・団体	地域福祉政策課

### 【現状と課題】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

#### <民生委員・児童委員の充足状況>

2022（令和4）年12月時点の高知県内の委員定数（主任児童委員含む）は、2,489人となっています。民生委員・児童委員の充足率（定数に対して委嘱した者の割合）は92.4%です（全国充足率93.7%）。

民生委員・児童委員のなり手不足や、短期間での退任が課題となっています。

#### <民生委員・児童委員研修の実施>

民生委員・児童委員の業務は、高齢者や児童の課題にとどまらず、生活困窮者自立支援、自殺予防、子育て家庭への支援など、地域課題の複雑化・複合化に伴い多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっています。

県では、社会的な課題に対する知識及び技術を習得してもらうために、経験年数に応じ

た研修を実施しています。

【令和4年度実績】

新任1～3年目研修 参加者計 451 人/実施回数計 9 回

中堅、会長・副会長等研修 参加者計 192 人/実施回数計 4 回

一方で、地域のつながりの希薄化や住民の直面する課題の複雑化・複合化に伴い、民生委員・児童委員の役割は大きくなっており、その負担感が高まっています。

### ＜官民協働による見守り活動の推進＞

日ごろから地域住民の方々と接する機会の多い事業者との連携による重層的な見守りネットワークを築くため、県では、民生委員制度創設 90 周年を迎えた 2007（平成 19）年から、事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による「高知県の地域の見守り活動に関する協定」の締結を進めており、2023（令和 5）年度末時点で 25 事業者と協定を締結しています。

また、2023 年には、県内の民間事業者・団体のほか、民生委員児童委員協議会が、「高知家地域共生社会推進宣言」を行いました。これは、つながり、支え合う「高知型地域共生社会」の実現に向けて、それぞれの団体で取り組んでいくことを宣言したものです。

県としても、地域福祉活動の中核を担う民生委員・児童委員に加え、民間事業者等のこうした取り組みをしっかりと後押ししていきます。

#### 具体的な施策

- 民生委員・児童委員のなり手を確保するため、高知県民生委員児童委員協議会連合会と連携し、5月12日「民生委員の日」等に合わせ、広報誌、SNS等を活用しながら普及啓発に取り組めます。
- 地域の課題が複雑化・複合化するなか、民生委員・児童委員の負担感を減らし、安心して支援につなげていただくため、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制づくりを進めていきます。
- 地域の複雑化・複合化した課題への対応力を向上させるため、新任民生委員や中堅、会長・副会長向けなど、経験年数に応じた研修体制と、民生委員・児童委員同士のネットワークづくりを進めていきます。
- 「高知県の地域の見守り活動に関する協定」のさらなる拡大を図るとともに、協定締結事業者や「高知家地域共生社会推進宣言」企業等との見守り活動に関する意見交換を実施し、民生委員・児童委員との連携を図ることで、官民協働による地域全体での見守り活動を後押しします。

## 5 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの推進



### 目指す姿

地域の活性化や担い手の確保に向けて、社会福祉法人等が社会貢献活動を行っている

### ポイント

- 移動支援や配食サービスなどの取り組みについて、県内の好事例の横展開を図り、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを促進します。

### 【現状と課題】

社会福祉法人は、福祉分野での専門性を活かしつつ、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、複雑化・複合化するニーズに対応することなどが期待されています。

2016（平成28）年の社会福祉法改正では、社会福祉法人の本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

また、2022（令和4）年には、社会福祉事業に取り組む2つ以上の社会福祉法人やNPO法人などが社員として参画し、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されています。

（全国では2023（令和5）年5月現在、15法人。本県では認定なし）

社会福祉連携推進法人の設立により、社員である複数の法人が共同して地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査を実施したり、ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取り組みの企画立案を実践したりすることが可能となりました。

こうした取り組みにより、ひきこもり状態の方に対する対応や8050問題など、地域の複雑化・複合化する課題に関係機関が連携して取り組み、福祉を契機とした地域づくりの充実につながることを期待されています。

本県においても、社会福祉法人による買い物支援や傾聴、見守り、配食サービスなどの活動が行われ、地域で高齢者が安心して暮らせる環境づくりにつながっています。

一方で、人材が不足している、どんな活動をしたら良いのかわからないなどの理由により、十分な取り組みを行えていない社会福祉法人も存在します。

例えば、本県独自のあったかふれあいセンターは、高知型地域共生社会の拠点として更なる機能強化が求められており、社会福祉法人の専門的な知見に基づくセンターへのアドバイスや、社会福祉法人施設の利用者とセンターとの交流といった積極的な参加などが期待されます。

その他、地域福祉活動を進める中で、NPOなどによるフードバンクの取り組みや地域住民や企業等から食料を提供いただくフードドライブ活動が注目されています。様々な理



由で生活に困窮されている方等に対して食料を支援することにより生活を支えるとともに、支え合い活動に対する住民意識の向上が図られており、こうした取り組みへの支援も重要です。

#### 具体的な施策

- 社会福祉法人の公益的な取り組みをまずは知っていただくため、地域における公益的な取り組みを把握し、ホームページ等で周知しながら好事例の横展開を図ります。
- 社会福祉連携推進法人の設立を促すため、関係団体等を通じて社会福祉法人への制度の周知を図ります。
- フードバンク活動団体が行う、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するための取り組み等を支援します。

## 6 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進



### (1) 自主防災の組織づくりと活動の促進

#### 目指す姿

南海トラフ地震や局地的な自然災害に備え地域の防災力が向上している

#### ポイント

- 災害時の共助の取り組みを強化するため、自主防災の組織化と各市町村の自主防災組織連絡協議会の設立を支援します。
- 地域における防災活動を担う人材を育成し、自主防災活動の活性化を推進します。

#### <数値目標>

具体的項目	現状 R4 年度	目標 R9 年度	担当課
自主防災組織の活動実施率	39.1%	100%	南海トラフ地震 対策課

#### 【現状と課題】

南海トラフ地震など甚大な被害が想定される災害においては、普段から顔を合わせている地域や近隣の人たちが協力して助け合う「共助」の取り組みが重要です。

共助の要となる県内の自主防災組織数は、2023（令和5）年4月1日時点で3,072組織となっています。県全体の組織率は97.3%となっており、市町村別にみると、18市町村で組織率が100%となっていますが、一部の新興住宅地では、組織化に向けた調整が遅延しているため、早期の組織設立が必要です。

また、自主防災組織間での情報共有などを目的とする自主防災組織連絡協議会については、2023年4月1日時点で26市町村で全域もしくは地区単位での連絡協議会が設立済みですが、未設立の市町村においては情報共有が十分に行えないなど、地域の連携が弱くなることが想定されます。

そのため、県では市町村と連携し、それぞれの地域に合わせた防災学習などによる啓発活動の実施、また、訓練などへの財政的支援を行うことで、共助の要となる自主防災組織や連絡協議会の設立を支援してきました。

人口減少と少子高齢化が進む中、地域のつながりや支え合いなど、相互扶助の力が弱まっており、2021（令和3）年度の県民世論調査では、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が53.9%となっています。

既に設立されている自主防災組織では、人口減少やメンバーの高齢化、固定化により、活動の停滞やマンネリ化が課題となっているところがあるため、活性化に向けた、さらなる対策が必要です。

## 事例 12

### 地域防災力の向上を目的とした自主防災活動事例集（高知県）

県では、自主防災組織が抱える様々な課題について、解決のヒントとなるように県内外の活動事例や参考となる情報をとりまとめた「自主防災活動事例集」を2014（平成26）年度に作成し、県内全ての自主防災組織や市町村へ配布をしました。

その後、2016（平成28）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度に事例集の改訂を重ね、それぞれの地域の実情に応じた学習会や訓練の実施に活用していただいています。

事例集では、正しい知識の学び方、自助の取り組み、要配慮者支援、様々な機関との連携など、地域における防災活動の取組事例を紹介しており、自主防災活動が中心となった地域防災力の向上につながっています。

○自主防災活動事例集

URL：（広報広聴課によるリニューアル後の3月にURL追記予定）

事例集  
表紙

※3月完成予定

#### 具体的な施策

- 自主防災の組織化に向けて、市町村と連携し、地域に対して、組織化を促します。
- 自主防災組織連絡協議会の設立を進めるため、活動されている連絡協議会の事例を紹介するなど、未設立の市町村に対して設立を働きかけます。
- 地域における防災活動を担う人材を育成するため、防災士養成講座や地域防災セミナーを開催し、地域の防災活動を担うリーダーを育成するとともに、「こうち防災備えちよき隊」の派遣により、自主防災活動に必要な知識や技能の習得を支援します。
- 自主防災活動の活性化を図るため、「高知県南海トラフ地震対策推進週間（毎年8月30日～9月5日）」に実施している「シェイクアウト訓練」や「津波防災の日（11月5日）」にあわせて行っている「県内一斉避難訓練」及び「地域のみinnで自主防災訓練」など、より多くの県民に防災訓練への参加を促します。

また、地域の防災活動の参考となる「自主防災活動事例集」を周知するとともに、市町村や自主防災組織が行う防災研修や訓練、資機材整備に要する経費に対して支援を行います。

## (2) 災害ボランティアセンターの活動支援

### 目指す姿

災害時に速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域と連携・協働し、被災者を細やかに支援する体制ができている

### ポイント

- 被災者への細やかな支援の実施に向け、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営が円滑に行われる体制づくりを推進します。

### <数値目標>

具体的項目	現状 R5	目標 R9年度	担当課
災害ボランティアセンターの体制強化 体制強化：訓練の実施、市町村との協定の締結、 マニュアルの見直し	訓練実施 ：17市町村 協定締結 ：13市町村	訓練実施 ：全市町村 協定締結 ：全市町村	地域福祉政策課

### 【現状と課題】

地震や風水害などで地域が大きく被災した場合には、外部からの支援が必要な状況となることが多くあります。

発災後に迅速に被災者の支援を行うためには、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成や社会福祉協議会と市町村、関係団体、地域との連携体制を構築しておくことが必要です。

これまで県では、各市町村で発災後速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げることができるよう、高知県ボランティア・NPOセンターが中心となり、市町村社会福祉協議会などに対し、支援を行ってきました。

その結果、全市町村において災害ボランティアセンターの立ち上げマニュアルが作成されたほか、様々な研修によって、災害時、運営の中心的な役割を担う各市町村社会福祉協議会の職員が専門的な知識を身につけるなど、円滑な災害ボランティアセンターの運営体制の構築が進んでいます。

また、災害時、各市町村災害ボランティアセンターの後方支援を行うバックヤード拠点の体制確保や、高知県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター活動支援本部と県が円滑に連携するために、それぞれの役割や連携事項を定めた協定を締結するなど、効果的な被災者支援を行うための取組を進めています。

県域での後方支援体制の充実、各市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター運営の人材育成等の体制を整備するため平常時から災害ボランティア活動支援に関わるNPO等の団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議において、支援体制強化に向けた取り組みを推進しています。

一方で、さらなる体制強化のために、運営マニュアルの実効性の向上や、デジタル化などへの対応が求められています。

### 具体的な施策

- 高知県社会福祉協議会や市町村等と連携し、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を担う人材の育成や、県域での支援体制の構築を推進します。
- 災害ボランティアセンターの立ち上げや運営を支援するため、模擬訓練の実施や人材育成のための研修の開催を支援します。
- 災害ボランティア活動支援に関わる団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議の開催を支援します。
- 災害時の円滑な運営、ボランティア人材の確保のため、災害ボランティアセンターの活動について、様々な機会を捉えて周知を図ります。

## 7 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透



### 目指す姿

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会になっている

### ポイント

- 全ての人が自分らしい生き方ができる、尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指し、「人権基本施策方針」に基づき様々な人権問題に関する人権教育や人権啓発、相談体制の充実を図ります。

### <数値目標>

具体的項目	現状 R4	目標 R9 年度	担当課
「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合 〈県の人権に関する県民意識調査〉	43.5%	60%以上	人権・男女 共同参画課
人権に関する県民意識調査において、「自分の人権が侵害されたと思った時に、何もしなかった」の割合 〈県の人権に関する県民意識調査〉	33.0%	20%以下	人権・男女 共同参画課

### 【現状と課題】

県では、現実の社会には、同和問題や女性の地位向上、子どものいじめの問題、高齢者や障害のある人の社会参加など、解決していかなければならない多くの課題が残されている現状を踏まえ、1998（平成 10）年 4 月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

さらに、「高知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取り組みを一層促進させるために、2000（平成 12）年 3 月に「高知県人権施策基本方針」を策定しました。

2014（平成 26）年 3 月にこの基本方針の第 1 次改定を、2019（平成 31）年 3 月に第 2 次改定を、2023（令和 6）年 3 月に第 3 次改定を行い、具体的な取り組みについて PDCA サイクルで進捗管理を行いながら、効果的な施策の推進に努めることとしています。

この基本方針では、県民に関わりが深く、身近な人権課題として、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「感染症患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」などを掲げ、あらゆる場を通じて

人権教育・啓発を推進するとともに、人権課題の解決に向けた取り組みを行ってきました。

しかしながら、インターネット上における差別や誹謗中傷は後を絶たず、LGBTQ<sup>30</sup>などの性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別など、深刻な人権問題も顕在化しています。

人権を取り巻く環境が複雑化・多様化するなか、個別分野における各種の計画との連携を強化するなど、「人権」をキーワードとした全庁的な取り組みをさらに進めることが求められています。

「人権」とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

#### 具体的な施策

- 人権問題の早期解決と、誰一人取り残さない社会を目指すため、人権に関する相談機関の連携強化に努めます。
- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修に、(公財)高知県人権啓発センターからによる人権研修講師の派遣を行います。
- インターネットを利用した部落差別の被害の防止に向けて、インターネットのモニタリングを実施し、部落差別投稿の削除要請を行います。
- 女性の人権についての意識の高揚と女性の地位向上や、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組みます。また、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を目指し、その象徴として、男性の育児休業の取得を強力に後押しするなど、「共働き・共育て」を県民運動として推進することで、社会全体の意識改革を図ります。

<sup>30</sup>L：レズビアン（女性が好きな女性。女性同性愛者。）、G：ゲイ（男性が好きな男性。男性同性愛者。）、B：バイセクシュアル（男性も女性も好きになる人、または好きになるのに性別を問わない人。）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人。性自認が男性、女性に二分できないXジェンダーも含む。）、Q：クエスチョニング/クィア（・クエスチョニング：自分の性のあり方について「わからない」「迷っている」「決めたくない」など。・クィア：性的マイノリティを包括する言葉。）